

『令和3年版 税務・労務ハンドブック』の正誤について

表題図書の(21)・(25)ページについて、参照ページ番号の記載もれ等がありましたので、お詫びして次のとおり訂正させていただきます。訂正後は次のとおりで、下線部分が訂正をした箇所です。

法人税の主な内部留保（現預金）対策税制											
積極法人への優遇策	税制	(1) 雇用者給与等支給額増加税額控除 (（法人：人材確保等促進税制） （中小企業者等：所得拡大促進税制）)			(2) 試験研究費に係る法人税額の特別控除			(3) デジタルトランスフォーメーション(DX)投資に係る税額控除			
	ミニ解説	新規雇用及び雇用者給与等の増加を促進・後押しする			試験研究による技術革新・市場の拡大等を原則恒久的に支援する			DX投資により従来のビジネスモデルの転換を促進・後押しする			
	期限	R3.4.1～R5.3.31までに開始する各事業年度			総額型は恒久でR3.4.1以後開始する各事業年度			関連法の施行日からR5.3.31までの取得・供用			
	本文P	P101			P98			P31			
	要件	大法人		中小企業者等		大法人		中小企業者等		全法人	
		新規雇用者給与等支給額要件				・ 一定の試験研究費 （製品の製造又は技術の改良・考案若しくは発明に係るもの）の支出（総額型） ・ クラウド環境で提供するソフトウェアなど自社利用ソフトウェア制作に要した試験研究費も対象				[計画認定] 改正産業競争力強化法の事業適応計画の認定	
		前期比102%以上		—						[対象資産] 同上計画での事業適応設備となる新增設ソフトウェア、ソフトウェア利用の繰延資産およびソフトウェアとともに事業適応の用に供する機械装置及び器具備品（開発研究用資産は除く）	
		雇用者給与等支給額要件								[投資額] 下限：売上高比0.1%以上 上限：300億円	
		前年を上回ること		前年比101.5%以上		原則、総額型で当期の試験研究費額の 2%～10% 12%		投資額の3%（グループ外連携5%）の税額控除（原則、当期法人税額の20%が上限）か、30%の特別償却			
		中小企業者等は法人の人材確保等促進税制も選択可									
	優遇内容	原則、大法人は新規雇用者給与等（中小企業者等は雇用者給与等前期比増加額）×15%（原則、当期の法人税額の20%を限度とする税額控除）				原則、当期の法人税額の25%を限度とする税額控除					
	その他の積極法人への優遇策					税制	特定同族会社の留保金課税		大法人の適用制限		
(4) オープンイノベーション促進税制(P21)					ミニ解説	より同族性の濃い法人に社外流出を促す		大法人に新規雇用等の拡大、試験研究の加速等を促す			
自社開発にとらわれずベンチャー企業との連携で一定投資額の25%を特別勘定で損金算入					期限	恒久		R2.4.1～R6.3.31までに開始する事業年度			
(5) カーボンニュートラル投資促進税制(P14)					本文P	P96		P100			
環境適応生産性向上設備投資で50%の特別償却か原則5%の税額控除					適用法人	特定同族会社(P95) (注) 上場（非支配）会社の100%子会社は非該当		大法人で以下のいずれの要件もクリアできない場合 ・ 当期の継続雇用者給与等支給額が前期比超 ・ 当期の設備投資総額が当期の減価償却費総額の30%超			
(6) 中小企業経営強化税制(P29)						除外	資本金1億円以下の中小特定同族会社		当期所得金額が前期の所得金額以下の場合		
(7) 中小企業投資促進税制(P30)					刺激内容	当期所得のうち一定の留保控除額を超える課税留保金額に10%～20%の超過累進税率課税		(1)(2)(3)(5)の適用不可 上記以外の規定でも適用制限あり			
一定の機械及び装置等（特定機械装置等）の投資 30%特別償却か7%税額控除（特定中小企業者等）											

重要トピ

新型コロナウイルス感染症に伴う対応 税務と労務

新型コロナウイルス（以下当感染症）に対し、現在も様々な対応が行われています。

以下、【税務（令和3年度税制改正等を中心に）】と【労務（直近制度を中心に）】について主なものをご紹介します。

注：2021年4月14日時点の情報に基づいて執筆しています。情報は随時更新されますので、財務省・経済産業省・厚生労働省・各自治体等のホームページにて最新情報をご確認ください。

【主な税務上の措置】

No	主な税目	項 目	対象期間等	ミニ解説
1	法人税 所得税	デジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制（P31）	産業競争力強化法改正施行日からR5.3.31までの取得・供用又は支出	対象額の30%特別償却か3%（グループ外事業者とデータ連携は5%）の税額控除
2	法人税	繰越欠損金の控除上限の特例の創設（P89）	産業競争力強化法改正施行日からR8.4.1以前開始事業年度まで	一定の欠損金については、欠損金の繰越控除前の所得金額（50%超は累積投資残額まで）の範囲内で損金算入
3	法人税 所得税	研究開発税制の見直し・延長（P98）	R3.4.1からR5.3.31開始事業年度まで	税額控除上限の引上げ、控除率の見直し、適用期限延長
4	法人税 所得税	人材確保等促進税制への見直し・延長（P101）	R3.4.1からR5.3.31開始事業年度まで	適用要件、税額控除の計算方法の見直し、適用期限延長
5	法人税 所得税	所得拡大促進税制の見直し・延長（P101）	R3.4.1からR5.3.31開始事業年度まで	適用要件、税額控除の計算方法の見直し、適用期限延長
6	法人税 所得税	中小企業経営強化税制の見直し・延長（P29）	R5.3.31までの間に取得等して事業供用	C類型（デジタル化設備）、D類型（経営資源集約化設備）を追加した上で適用期限延長
7	法人税 所得税	中小企業投資促進税制の見直し・延長（P30）		対象事業を一部追加、対象法人を一部追加、対象資産を一部除外した上で適用期限延長
8	法人税 所得税	特定事業継続力強化設備等の特別償却の見直し・延長（P31）	計画認定日（R5.3.31期限）から1年以内に取得等して事業供用	対象資産の見直し、特別償却率の見直し、適用期限延長
9	法人税	中小企業者等の法人税の軽減税率の延長（P93）	R5.3.31までに開始する事業年度まで	適用期限延長
10	固定資産税	土地の固定資産税の増税抑制（P359）	負担調整はR3.4.1～R6.3.31、据置きはR3年度固定資産税	土地の固定資産税の負担調整措置の延長、R3年度の固定資産税評価替え後の上昇を据置き
11	所得税 住民税	住宅ローン減税の見直し（P204）	新築の場合R3.9.30までの契約、R4.12.31までの入居	特別特例取得住宅で、13年間控除可能期間の延長、床面積要件の緩和
12	贈与税	住宅取得等資金非課税贈与の見直し（P308）	R3.12.31までに契約	非課税額の引上げ、床面積要件の緩和
13	印紙税	特別貸付契約の印紙税非課税	R4.3.31までに作成される契約書について適用	金融機関等が当感染症により経営に影響を受けた事業者に対して行う特別な貸付けに係る契約書は印紙税非課税既に印紙税を納付した者に対しては遡及的に適用し、印紙税の還付の実施

表題図書の 328 ページの記述内容について、下記のとおり誤りがありました。お詫びの上、次のとおり訂正させていただきます。

328 ページ

(誤)

相続による 土地の所有 権の移転登 記に対する 登録免許税 の免税措置 の見直し (P330)	相続により土地を取得した個人 が登記をしないで死亡した場合 の免税措置を一部見直した上 で、延長されました。少額の土地 を相続により取得した場合の免 税措置は終了しました。	令和 4 年 3 月 31 日まで (延長制度)
		令和 3 年 3 月 31 日まで (終了制度)

(正)

相続による 土地の所有 権の移転登 記に対する 登録免許税 の免税措置 の見直し (P330)	相続により土地を取得した個人 が登記をしないで死亡した場合 の免税措置及び少額の土地を相 続により取得した場合の免税措 置(一部見直し)の適用期限が延 長されました。	令和 4 年 3 月 31 日まで
--	--	-------------------